

仕 様 書

- 1 名 称 市道川尻八橋線街路樹剪定作業
- 2 目 的 プラタナスの枝葉の剪定を行うことにより、秋田市道の安全な通行の確保を目的とする。
- 3 実施箇所 秋田市八橋本町三丁目地内ほか
(別紙箇所図による)
- 4 実施期間 契約日の翌日から令和8年10月30日まで
- 5 業務内容

プラタナス剪定	幹周30cm未満	N=3本
プラタナス剪定	幹周30cm以上60cm未満	N=2本
プラタナス剪定	幹周60cm以上90cm未満	N=43本
プラタナス剪定	幹周90cm以上	N=87本
- 6 枝葉の処分 秋田市太平黒沢字大屋木地内
- 7 業務完了報告 全ての作業が完了の後に、作業状況および完了の確認ができる写真を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。
- 8 そ の 他
 - (1) 道路利用者等の安全確保に努めること。
 - (2) 剪定の際、枝葉の飛散に注意して作業を行うこと。
 - (3) 車両および歩行者が安全かつ円滑な通行を確保するため、車道4.5m、歩道2.5m以下の枝葉については根元から切除すること。
 - (4) 業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行うこと。(秋田市土木工事共通仕様書1-1-48を準用)
 - (5) 作業中に危険箇所を発見した場合は、担当者に連絡するとともに、速やかに安全を確保し適切な処置をすること。
 - (6) その他業務実施にあたり必要な事項は、担当者と協議すること。